

# 第1章 子ども・子育て支援新制度の概要

## 1. 新制度の全体像

子ども・子育て関連3法の趣旨は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することにあります。

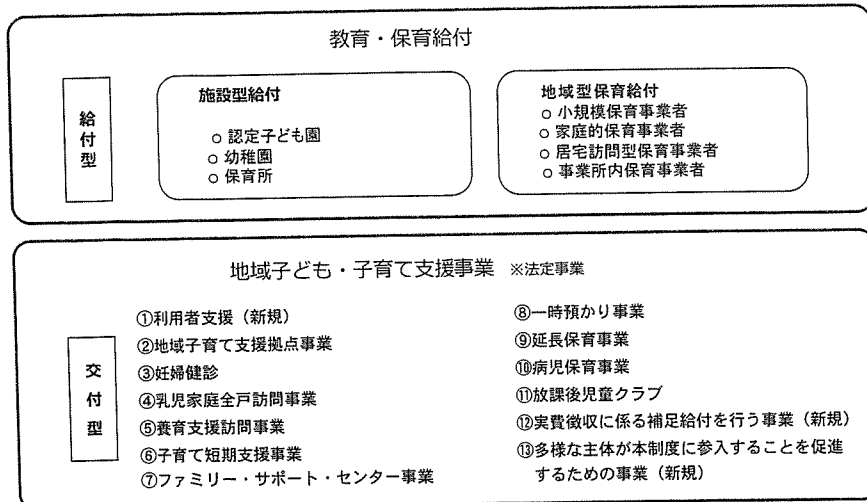
新制度の主なポイントは、「保育の量的拡大・確保」「認定子ども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

これまで小学校就学前の子どもが利用する施設としては、幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では、幼稚園と保育所に加えて両方の機能をもった認定子ども園が「施設型給付」として一本化されます。

また、少人数の子どもを保育する事業として「地域型保育給付」が創られ、小規模保育や家庭的保育などを市町村の認可事業とすることで保育サービスを拡充します。

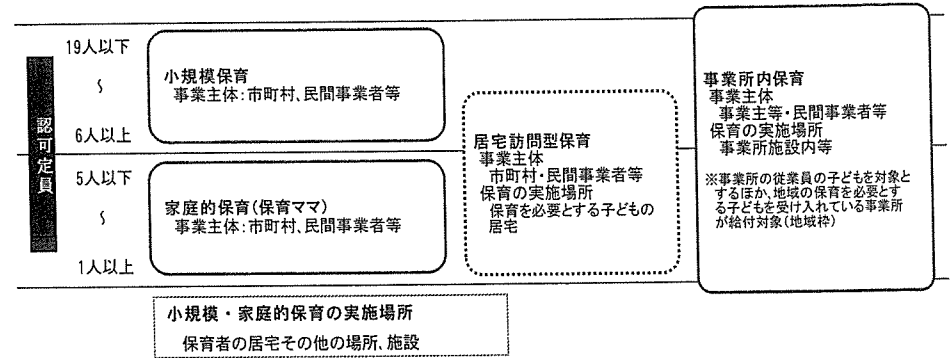
「地域子ども・子育て支援事業」は、市町村が実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められ、利用者支援（新規事業）、放課後児童クラブの対象年齢の拡大や職員、施設・設備の基準を設けて質の向上をめざすなどの充実がはかられます。

### ■新制度の事業体系



※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可及び市町村の確認を受けた事業者

### ■地域型保育給付対象事業



## 2. 保育の必要性の認定

これまで保育所の入所は「保育に欠けること」が認定の基準になっていましたが、新制度では、「保育が必要なこと」になり、保護者の申請を受けた市町村が、国の客観的基準に基づき、「保育の必要性」を認定したうえで給付を行う仕組みになりました。

認定を受けた保護者は、自身のニーズに基づいて施設を選択し、保育の必要が無い場合は、直接施設に、保育の必要がある場合は、原則として市町村に利用を申し込むことになります。

保育が必要な事由などの支給認定（保育の必要性の認定）は国で定められますが、実際に運用していく場合には、実情にそって市町村が細分化や詳細な設定を行うことができます。

### ■認定区分と対象施設

認定区分	対象児童		対象施設
1号認定	3～5歳	3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	認定子ども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	3歳以上で「保育の必要性の認定」を受けた 就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定子ども園 保育所
3号認定	0～2歳	3歳未満で「保育の必要性の認定」を受けた 就学前の子ども (保育の必要性あり)	認定子ども園 保育所 小規模保育事業等

※1 2号、3号の認定を受ける子どものうち、ひとり親家庭や虐待のおそれがあるケースの子ども等は優先利用

※2 認定子ども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型がある

※3 小規模保育事業等とは、下記の事業のこと

- 小規模保育：0～3歳未満の子どもを対象に、定員6人以上19人以下の少人数で行う保育
- 家庭的保育：0～3歳未満の子どもを対象に、定員5人以下の少人数で行う保育
- 居宅訪問型保育：保育が必要な子どもの居宅で行う保育、いわゆるベビーシッター
- 事業所内保育：従業員の子どもその他、地域の保育を必要とする子どもを受け入れている事業所内保育所

保育の必要性の認定（2号、3号）は、次に示す基準で行います。

■認定基準概要

事 由	① 就労 フルタイムのほかパートタイム、夜間就労など基本的にすべての就労
	② 就労以外 妊娠・出産、保護者の病気・障がい、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれ、育休取得時にすでに保育利用児童がいて継続利用が必要等。またこれらに類するものとして八雲町が認める事由
区 分 (2区分)	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 1日11時間まで（就労時間の下限は、1か月当たり120時間程度）
	② 保育短時間 主にパートタイムなどの就労を想定した短時間利用 1日8時間まで（就労時間の下限は、1か月当たり48時間以上）
優先利用	① 虐待やDV等社会的養護が必要な場合は、措置制度とあわせて活用
	② 優先順位の例 ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の失業により就労の必要性が高い、虐待やDVのおそれ、障がい児、育児休業明け、兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望など

## 第2章 教育・保育提供区域の設定

### 1. 区域設定の考え方

#### (1) 教育・保育提供区域とは

国では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。

- 教育・保育提供区域は、「量の見込み」「確保の方策」を設定する単位として地域の実情に応じて、子どもや保護者が居宅から容易に移動することが可能な区域、小学校区、中学校区、行政区などが考えられる。
- 区域を定める際、教育・保育施設や地域型保育事業の認可の際に行われる「需給調整」の判断基準となることを踏まえて設定する。

#### (2) 教育・保育提供区域の設定

八雲町は、平成17年10月1日に、旧八雲町と旧熊石町が合併し新八雲町として誕生しました。面積は約956平方kmで渡島支庁管内最大の面積をもち、日本で唯一、太平洋と日本海の両方に面しています。一方、町の南部に位置し森町と境界を接する落部地域（旧落部村）は、昭和32年に八雲町と合併しています。

八雲町は、異なる地理的条件や社会的条件、歴史、産業、文化等を尊重しつつ“協働”をキーワードにまちづくりを進めてきました。

このような町の成り立ちと国が示す考え方を基本に、①現在の教育・保育の利用状況や教育・保育施設の立地状況、その他の条件等を総合的に考え、②ニーズ調査等による顕在（現状）・潜在（希望）ニーズ量と供給体制を精査し、八雲町子ども・子育て会議での審議を経て教育・保育提供区域を設定しました。

#### 八雲町の教育・保育提供区域

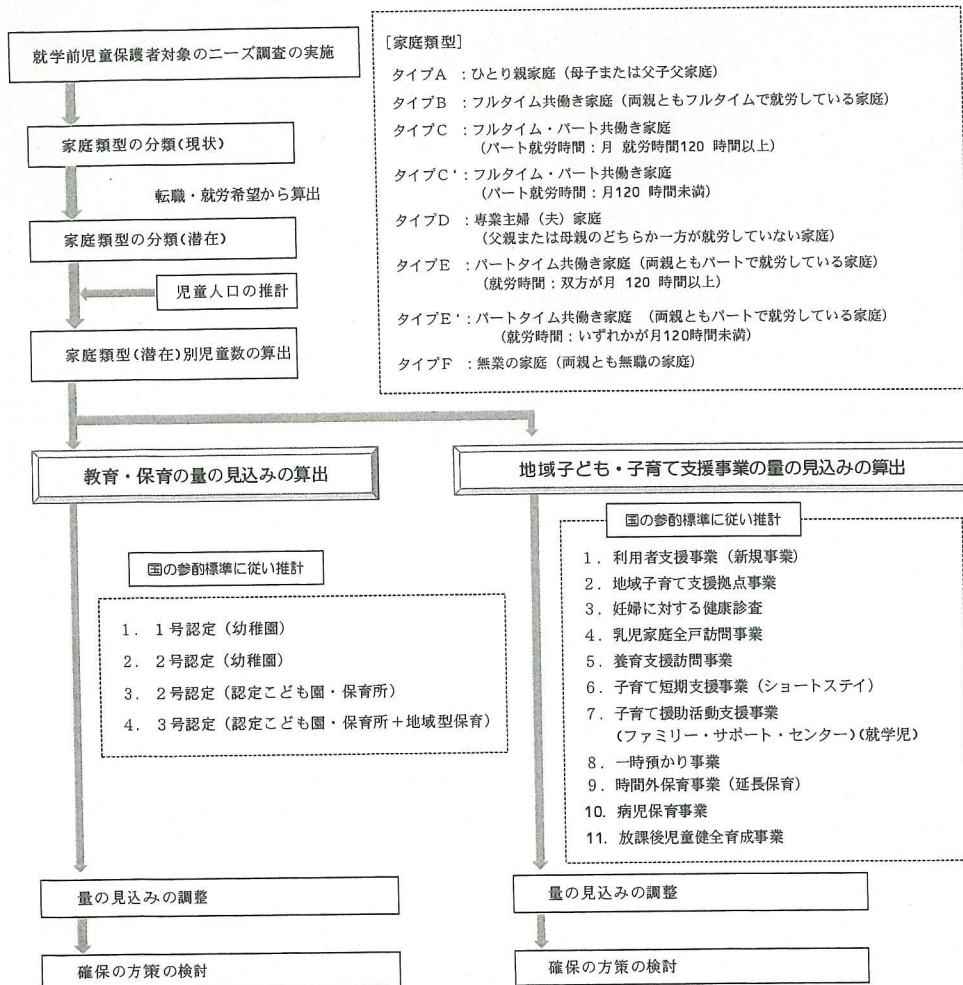
八雲地域 落部地域 熊石地域 計3提供区域

# 第3章 量の見込み

## 1. 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計は、就学前児童と就学児童の保護者を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示した手引きにそって算出しました。

■教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み推計フロー



## 2. 教育・保育の量の見込み

■教育・保育の量の見込み

提供区域	認定区分	平成26年度 幼稚園・保育所 在園児数 (人)	量の見込み (ニーズ調査結果に基づく 単位: 人)				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
八雲町全域	1号 (3~5歳)	145	117	116	112	108	103
	2号 (3~5歳)	219	228 (44)	222 (43)	218 (41)	213 (41)	207 (38)
	3号 (0歳)	11	12	11	11	11	11
	3号 (1, 2歳)	96	112	109	104	101	99
合計		471	469	458	445	433	420

※2号認定の量の見込み中 ( ) の数値は、2号認定のうち学校教育の利用希望が強いと想定される児童の数

## 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

八雲町全域		単位	実績	量の見込み					
				平成25年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	利用者支援事業 (新規)	か所	なし	-	-	-	-	-	-
2	地域子育て支援拠点事業	人回/月	690	690	690	680	680	680	
3	妊婦健康診査	人回/年	2,141	2,057	1,987	1,955	1,907	1,842	
4	乳児家庭全戸訪問事業	人	131	126	122	120	117	113	
5	養育支援訪問事業	人	93	88	85	84	82	79	
6	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	人日/年	なし	82	81	78	76	74	
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人回/週	なし	91	88	78	72	69	
8	一時預かり事業 在園児対象型	人日/年	4,012	582	569	555	541	522	
		人日/年	なし	1,587	1,541	1,494	1,451	1,406	
9	時間外保育事業 (延長保育)	人	なし	95	93	90	88	85	
10	病児保育事業	人日/年	なし	309	301	293	283	273	
11	放課後児童健全育成事業	低学年	人	68	54	53	55	83	90
		高学年	人	20	40	38	34	37	34



## 第4章 教育・保育の提供体制

量の見込みに対応するよう、教育・保育施設と地域型保育事業の確保の内容と実施時期（確保方策）を設定しました。

1号認定、2号認定の確保の内容と実施時期の設定にあたっては、算出した量の見込みと3つの提供区域の現状、今後の児童数の減少等を考え合わせると不足は生じないと想定し、定員の拡大は行わずに設定しています。

3号認定についても同様ですが、加えて確保の内容には記載していない事業所内保育所（院内保育所）が2か所あるため、不足は生じないと想定しています。

なお、現状値は平成26年8月現在となっています。

平成30年度に私立幼稚園1園が幼保連携型認定こども園に移行予定であることにより、平成30年度以降の確保の内容を修正します。

■八雲町全域：教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					469人	458人	445人	433人	420人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		117人	116人	112人	108人	103人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園		44人	43人	43人	41人	38人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		184人	179人	175人	172人	169人
		0歳	保育	保育所、認定こども園		12人	11人	11人	11人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育		112人	109人	104人	101人	99人
②確保の内容				471人	469人	458人	445人	433人	420人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	145人	117人	116人	112人	63人	58人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園	219人	44人	43人	43人	68人	65人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		184人	179人	175人	172人	169人
		0歳	保育	保育所、認定こども園	11人	12人	11人	11人	15人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育	96人	112人	109人	104人	115人	113人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

■八雲地域：教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					366人	359人	350人	336人	322人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		107人	107人	104人	100人	95人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園		43人	42人	42人	40人	37人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		124人	124人	121人	115人	110人
		0歳	保育	保育所、認定こども園		11人	10人	10人	10人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育		81人	76人	73人	71人	70人
②確保の内容				387人	366人	359人	350人	336人	322人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	145人	107人	107人	104人	55人	50人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園	161人	43人	42人	42人	67人	64人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		124人	124人	121人	115人	110人
		0歳	保育	保育所、認定こども園	10人	11人	10人	10人	14人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育	71人	81人	76人	73人	85人	84人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

■落部地域：教育・保育の提供体制の確保の内容と実施時期

				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					68人	67人	65人	67人	67人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		44人	41人	41人	44人	45人
		0歳	保育	保育所、認定こども園		0人	0人	0人	0人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育		22人	24人	22人	21人	20人
②確保の内容				60人	68人	67人	65人	67人	67人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	0人	1人	1人	1人	1人	1人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園	41人	1人	1人	1人	1人	1人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		44人	41人	41人	44人	45人
		0歳	保育	保育所、認定こども園	0人	0人	0人	0人	0人
3号	1, 2歳	保育	地域型保育	19人	22人	24人	22人	21人	20人
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人



				現状	推計				
				平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み					35人	32人	30人	30人	31人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園		9人	8人	7人	7人	7人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園		0人	0人	0人	0人	0人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		16人	14人	13人	13人	14人
		保育	保育所、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園		1人	1人	1人	1人	1人
	1,2歳	保育	地域型保育		9人	9人	9人	9人	9人
②確保の内容				24人	35人	32人	30人	30人	31人
1号	3～5歳	教育のみ	幼稚園、認定こども園	0人	9人	8人	7人	7人	7人
		保育(教育ニーズあり)	幼稚園、認定こども園	17人	0人	0人	0人	0人	0人
2号	3～5歳	保育	保育所、認定こども園		16人	14人	13人	13人	14人
		保育	保育所、認定こども園	1人	1人	1人	1人	1人	
3号	0歳	保育	保育所、認定こども園	1人	1人	1人	1人	1人	
	1,2歳	保育	地域型保育	6人	9人	9人	9人	9人	
差(②-①)					0人	0人	0人	0人	0人

## 第5章 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

量の見込みに対応するよう、事業ごとに地域・子ども子育て支援事業の確保の内容と実施時期(確保方策)を設定しました。国の手引きによる量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、実績値や現状等を考え合わせて見込量を補正しています。

### 1. 利用者支援事業(新規事業)

この事業は、子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定子ども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行うものです。

【提供区域】全区域

【現状】平成27年度から始まる新規事業です。

【確保の内容】八雲地域の子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)の機能拡充で確保するとともに、開設を検討している「子ども・若者プラザ(仮称)」との一体化で調整を行います。

■利用者支援事業の量の見込みと確保の内容

		現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			-	-	-	-	-
②確保の内容 基本型			0か所	0か所	0か所	1か所	1か所
差(②-①)			0	0	0	1	1

### 2. 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

主に3歳未満の乳幼児とその保護者を対象に、利用者の身近な所で育児不安などについての相談・指導、子育てサークルへの支援、子育て情報の提供、遊びの提供、保護者の交流等を行い、子育て家庭への支援を行う事業です。いじめ、不登校、虐待などの相談にも対応しています。

【提供区域】全区域

【現状】子育て支援センタースマイル、子育て支援センターひまわり

【確保の内容】子育て支援センターひまわりの療育機能を子ども発達支援センターに統合するため、平成27年度より設置は1か所となりますが、これまでと同様に事業を展開するとともに、利用者支援事業を行っていきます。また開設を検討している「子ども・若者プラザ（仮称）」との一体化で調整を行います。

■地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①量の見込み		690人回/月	690人回/月	680人回/月	680人回/月	680人回/月
八雲地域		650人回/月	650人回/月	640人回/月	640人回/月	640人回/月
落部地域		10人回/月	10人回/月	10人回/月	10人回/月	10人回/月
熊石地域		30人回/月	30人回/月	30人回/月	30人回/月	30人回/月
②確保の内容	実施か所数	2か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用可能数	690人回/月	690人回/月	690人回/月	680人回/月	680人回/月
差(②-①)		0人回/月	0人回/月	0人回/月	0人回/月	0人回/月

### 3. 妊婦健康診査事業

母子保健法に基づき、八雲町に住所がある妊婦を対象に、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦の健康診査にかかる費用の一部を助成し経済的な負担を軽減する事業です。

【提供区域】全区域

【現状】妊婦一般受診券と超音波受診券を交付。八雲総合病院に限り町独自に妊婦外来医療費助成も実施しています。

平成25年度実績は、妊婦一般健診延べ1,243人回、超音波検査延べ898人回。

【確保の内容】妊婦一般受診券と超音波受診券交付を継続するとともに、若年者の妊娠など健康管理や思春期教育の推進に努めます。

■妊婦健康診査事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①量の見込み		2,057人回/年	1,987人回/年	1,955人回/年	1,907人回/年	1,842人回/年
八雲地域		1,722人回/年	1,674人回/年	1,642人回/年	1,610人回/年	1,545人回/年
落部地域		193人回/年	171人回/年	171人回/年	171人回/年	171人回/年
熊石地域		142人回/年	142人回/年	142人回/年	126人回/年	126人回/年
②確保の内容	2,141人回/年	2,057人回/年	1,987人回/年	1,955人回/年	1,907人回/年	1,842人回/年
八雲地域	1,790人回/年	1,722人回/年	1,674人回/年	1,642人回/年	1,610人回/年	1,545人回/年
落部地域	193人回/年	193人回/年	171人回/年	171人回/年	171人回/年	171人回/年
熊石地域	158人回/年	142人回/年	142人回/年	142人回/年	126人回/年	126人回/年
差(②-①)		0人回/年	0人回/年	0人回/年	0人回/年	0人回/年

### 4. 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

【提供区域】全区域

【現状】八雲地域、熊石地域ともほぼ全戸訪問できています。転出や入院中などで訪問できないケースもありますが、電話等で状況確認を行っています。

平成25年度訪問実績は、八雲地域121人、熊石地域10人、合計131人です。

【確保の内容】提供体制は確保できています。八雲地域では保健師・栄養士による指導・相談・サービス紹介などを、熊石地域では出生数が少ないため母親の育児力の向上や孤立化防止などを今後も継続していきます。

■乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①量の見込み		126人	122人	120人	117人	113人
八雲地域		108人	104人	102人	100人	97人
落部地域		9人	9人	9人	9人	8人
熊石地域		9人	9人	9人	8人	8人
②確保の内容	131人	126人	122人	120人	117人	113人
八雲地域	111人	108人	104人	102人	100人	97人
落部地域	10人	9人	9人	9人	9人	8人
熊石地域	10人	9人	9人	9人	8人	8人
差(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

### 5. 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

【提供区域】全区域

【現状】母子健康手帳交付時や乳幼児健診・相談、新生児訪問、各機関からの連絡等により、養育支援が必要な対象者を把握して訪問し、支援している。

平成25年度訪問実績（実人数）は、八雲地域が52人、熊石地域が9人、合計61人です。

【確保の内容】提供体制は確保できています。これまでの対象者に継続して支援していくとともに、早期に対象者を把握し支援につなげていきます。

■養育支援訪問事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		88人	85人	84人	82人	79人
八雲地域		75人	72人	71人	69人	66人
落部地域		5人	5人	5人	5人	5人
熊石地域		8人	8人	8人	8人	8人
②確保の内容	93人	88人	85人	84人	82人	79人
八雲地域	76人	75人	72人	71人	69人	66人
落部地域	5人	5人	5人	5人	5人	5人
熊石地域	12人	8人	8人	8人	8人	8人
差(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

## 6. 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【考 え 方】実施なし。

下表のとおりニーズ量はありますが、八雲町をはじめ近隣地域に児童養護施設等がなく、平成27年度からの取り組みは難しいと考えます。今後、ニーズの動向を見極めながら検討していきます。

■子育て短期支援事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		82人日/年	81人日/年	78人日/年	76人日/年	74人日/年
八雲地域		61人日/年	60人日/年	58人日/年	56人日/年	54人日/年
落部地域		21人日/年	21人日/年	20人日/年	20人日/年	20人日/年
熊石地域		0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
②確保の内容	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
差(②-①)		-82人日/年	-81人日/年	-78人日/年	-76人日/年	-74人日/年

## 7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業・就学後）

乳幼児や就学児童がいる子育て家庭を対象に、育児の支援をお願いしたい人と、育児の援助を行いたい人が会員登録をし、会員相互で育児の援助を行う事業で、この計画では就学後の児童を対象とした事業です

【考 え 方】実施なし。

個人宅等で託児を行っている任意の団体（八雲子育てサポート「たち」）があり、町ではこの団体を支援しています。ニーズへの対応は、おおむねなされていますので、今後も、ニーズの動向を見極めながら団体への支援を継続していきます。

■子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み 就学後		91人日/週	88人日/週	78人日/週	72人日/週	69人日/週
八雲地域		22人日/週	22人日/週	20人日/週	20人日/週	20人日/週
落部地域		42人日/週	38人日/週	36人日/週	31人日/週	29人日/週
熊石地域		27人日/週	28人日/週	22人日/週	21人日/週	20人日/週
②確保の内容 就学後	なし	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
利用可能数	低学年	なし	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
	高学年	なし	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
	計	なし	0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
差(②-①)		-91人日/週	-88人日/週	-78人日/週	-72人日/週	-69人日/週

## 8. 一時預かり事業

### (1) 在園児を対象とした一時預かり（在園児対象型）

幼稚園や保育所の在園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった子どもを受け入れ、幼稚園や保育所で保育を行う事業です。

【提供区域】1区域

【現 状】八雲町では保育所での一時預かり事業を行っていませんが、八雲マリア幼稚園と八雲幼稚園の2施設では、保護者の子育てと仕事の両立を支援するため、一時預かり事業を実施しています。

平成25年度実績は、年間延べ4,012人となっています。

【確保の内容】提供体制は確保できており、ニーズを充足しています。

■一時預かり事業（在園児対象型）の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
	平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	1号認定+2号認定	582人日/年	569人日/年	555人日/年	541人日/年	522人日/年
	1号認定	120人日/年	118人日/年	115人日/年	112人日/年	106人日/年
	八雲地域	116人日/年	115人日/年	112人日/年	108人日/年	102人日/年
	落部地域	4人日/年	3人日/年	3人日/年	4人日/年	4人日/年
	熊石地域	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
	2号認定	462人日/年	451人日/年	440人日/年	429人日/年	416人日/年
	八雲地域	456人日/年	446人日/年	435人日/年	423人日/年	410人日/年
	落部地域	6人日/年	5人日/年	5人日/年	6人日/年	6人日/年
	熊石地域	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
②確保の内容	4,012人日/年	582人日/年	569人日/年	555人日/年	541人日/年	522人日/年
	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用可能数	4,012人日/年	582人日/年	569人日/年	555人日/年	541人日/年
差(②-①)		0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年

### (2) 一時預かり事業（在園児対象型除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になった就学前の子どもを子育て支援センターなどで一時的に預かる事業です。

【提供区域】全区域

【現 状】これまでは実施していません。

【確保の内容】平成27年度より子育て支援センター事業として、一時預かり事業を実施する予定です。また、子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）や子ども発達支援センター等の子育て支援及び若者支援の拠点として「子ども・若者プラザ（仮称）」の設置を検討しています。

■一時預かり事業（在園児対象型除く）等の量の見込みと確保の内容

		現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み			1,587人日/年	1,541人日/年	1,494人日/年	1,451人日/年	1,406人日/年
	八雲地域		1,396人日/年	1,359人日/年	1,319人日/年	1,278人日/年	1,230人日/年
	落部地域		85人日/年	84人日/年	81人日/年	81人日/年	81人日/年
	熊石地域		106人日/年	98人日/年	94人日/年	92人日/年	95人日/年
②確保の内容			1,587人日/年	1,541人日/年	1,494人日/年	1,451人日/年	1,406人日/年
	一時預かり （在園児対 象型除く）	実施か所数	なし	1か所	1か所	1か所	1か所
		利用可能数	なし	1,587人日/年	1,541人日/年	1,494人日/年	1,451人日/年
	子育て援助活 動支援事業（病 児・緊急 対応強化事業 除く）	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
		利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
	子育て短期支 援事業（トワ イライトステ イ）	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
		利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
差(②-①)			0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年



## 9. 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日と利用時間以外の日・時間に、保育所等で保育を行う事業です。

【提供区域】全区域

【現 状】これまで実施していません。

【確保の内容】平成27年度から保育標準時間（1日11時間まで）と、保育短時間（1日8時間まで）の2区分となりますので対応は可能と考えますが、保育短時間認定者が、8時間以上の保育が必要な場合は、延長保育を実施します。

■時間外保育事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①量の見込み		95人	93人	90人	88人	85人
八雲地域	なし	64人	62人	61人	59人	56人
落部地域	なし	21人	21人	20人	20人	20人
熊石地域	なし	10人	10人	9人	9人	9人
②確保の内容	実施か所数	なし	5か所	5か所	5か所	5か所
	利用可能数	0人	95人	93人	90人	88人
八雲地域	実施か所数	なし	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用可能数	0人	64人	62人	61人	59人
落部地域	実施か所数	なし	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用可能数	0人	21人	21人	20人	20人
熊石地域	実施か所数	なし	2か所	2か所	2か所	2か所
	利用可能数	0人	10人	10人	9人	9人
差(②-①)		0人	0人	0人	0人	0人

## 10. 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

乳幼児が発熱等の急な病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育する事業と、病気になった場合の子どもの預かりなどの援助を受けたい人と、援助を行いたい人が会員になり、互いに助け合う事業です。

【考 え 方】実施なし。

今後開設を検討している子ども・若者プラザで実施する予定です。

■病児保育事業、子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保の内容

	現状	推計				
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度
①量の見込み		309人日/年	301人日/年	293人日/年	283人日/年	273人日/年
八雲地域		309人日/年	301人日/年	293人日/年	283人日/年	273人日/年
落部地域		0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
熊石地域		0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
②確保の内容	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
病児保育事業	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所
	利用可能数	なし	0人日/年	0人日/年	0人日/年	0人日/年
差(②-①)		-309人日/年	-301人日/年	-293人日/年	-283人日/年	-273人日/年

## 11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

共働きなどで日中保護者が留守の家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成をはかる事業です。

【提供区域】2区域

【現状】実施か所は低学年、高学年とも3か所で、八雲地域2か所（わんぱくクラブ、どんぐりクラブ）、熊石地域1か所（ともだちクラブ）です。落部地域では実施がありませんが、学校開放で対応できています。

平成25年度の実績は、低学年73人（実数）、高学年26人（実数）です。

【確保の内容】新制度の体制を整えつつ提供体制を確保します。また、需要の拡大に伴い、八雲地域に平成30年度より1か所増設し、量の見込み及び確保の内容を修正します。

■放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保の内容

		現状	推計					
		平成25年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
①量の見込み	低学年		54人	53人	55人	83人	90人	
	高学年		40人	38人	34人	37人	34人	
	計		94人	91人	89人	120人	124人	
	八雲地域	低学年		42人	41人	43人	72人	79人
		高学年		26人	25人	23人	28人	26人
	落部地域	低学年		9人	9人	9人	8人	8人
		高学年		11人	10人	9人	8人	7人
	熊石地域	低学年		3人	3人	3人	3人	3人
		高学年		3人	3人	2人	1人	1人
	②確保の内容	実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	4か所	4か所
低学年		73人	45人	44人	46人	75人	82人	
高学年		26人	29人	28人	25人	29人	27人	
計		99人	74人	72人	71人	104人	109人	
八雲地域		実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	3か所	3か所
		低学年	67人	42人	41人	43人	72人	79人
		高学年	26人	26人	25人	23人	28人	26人
落部地域		実施か所数	なし	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
		低学年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		高学年	0人	0人	0人	0人	0人	0人
熊石地域		実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		低学年	6人	3人	3人	3人	3人	3人
		高学年	0人	3人	3人	2人	1人	1人
差(②-①)			-20人	-19人	-18人	-16人	-15人	

## 12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

支給認定された保護者のうち、その保護者の世帯の所得の状況やその他の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する子どもが、特定教育・保育（幼稚園・保育所・認定子ども園・地域型保育事業）、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育または特例保育を受けた場合、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入費用、特定教育・保育等で行われる行事への参加費用などについて、市町村の基準に基づいて助成する事業です。

【提供区域】全区域

【確保の内容】新制度の動向に応じて助成を実施していきます。

## 13. 多様な主体が参画することを促進するための事業（新規事業）

保育の受け皿の拡大や新制度の円滑な実施のために、多様な事業者の力を活用しながら、保育所、小規模保育などの設置を促進する事業です。

【提供区域】全区域

【確保の内容】主に小規模保育や家庭的保育、居宅訪問型保育、認定子ども園などについて多様な担い手・事業者が参画できるよう努めていきます。

## 第6章 子ども・子育て支援関連施策の推進

### 1. 教育・保育の質の向上と連携の強化

就学前児童を対象としたニーズ調査では、利用したい平日の教育・保育事業として「認可保育所」がトップにあげられました。次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定子ども園」の順になりましたが、幼児期の教育・保育を一体的に提供する「認定子ども園」への希望が上位にランクしたことが着目されました。

また、利用を希望する事業で重視する条件としては「教育・保育の内容」がトップになり、次いで「保育料」「教員・保育者の資質・能力」が上位になりました。

一方、「次世代育成支援地域行動計画」では、入園前と入園後、幼稚園と保育所、就学前の教育・保育と小学校教育とのつながりの確保が子ども・子育て支援の重要なポイントになっています。

このようなことから、八雲町では教育・保育の質の向上と各般・各分野の連携と協働をめざし、次の取り組みを進めます。

なお、認定子ども園については、児童人口やニーズ等の動向を十分把握し、検討していきます。

#### 主な取り組み

1. 子ども・若者プラザ（仮称）の設置  
★子育て支援体制と若者支援体制の拠点として「子ども・若者プラザ（仮称）」の設置を検討。
2. ITC（情報通信技術）を利用した子育て支援情報のネットワーク化  
★町等のホームページやSNSの利用を進めるとともに、広報紙、子育てガイドブック等の充実。
3. 町民自主組織の活動支援  
★八雲子育てサポート「たっち」、スポーツ少年団等の活動促進。
4. 教職員研修等の資質向上対策の推進  
★各種研修や自主的な教育研究等の推進。
5. 幼保小交流研修会の充実  
★情報交換やケース検討、研修、近隣小学校と卒園児の交流実施。

### 2. 産後の休業と育児休業後の教育・保育の利用確保

ニーズ調査結果からは、産休・育休明けに幼稚園や保育所などの利用に困難があった（ある）というケースはあまりありませんでしたが、家庭や子どもを取り巻く状況が大きく変化している昨今、ニーズの有無に関わらず、スムーズに職場復帰できるようにしていくことが大切です。

そこで八雲町では、次の取り組みを進めます。

#### 主な取り組み

1. 利用者支援事業の推進  
★ワンストップで相談・情報提供等が行えるよう子育て支援センター組織を充実。
2. 勤労者・企業・サービス提供事業者の情報共有化と連携  
★産前産後の休暇制度や育児休業制度、ワーク・ライフ・バランスの推進などに係る情報の共有化と連携の充実。育児休業制度利用の促進。

### 3. 児童虐待防止対策の充実

児童相談所等の関係機関との連携をはかり、八雲町の実情に応じた取り組みを推進し、児童虐待の防止に努めます。主な取り組みは次のとおりです。

#### 主な取り組み

1. 要保護児童対策連絡協議会の推進  
★情報交換と連携、支援内容の協議等を行い、要保護児童、要支援児童やその家族、特定妊婦への適切な保護・支援を行う。
2. 発生予防・早期発見・早期対応等  
★母子保健活動等や「おやおや？安心サポートシステム」により予防や早期発見を進め、さまざまな分野と連携して早期の虐待予防を推進。
3. CAPプログラムの推進  
★いじめや虐待などの暴力から身を守る方法を実践的に学ぶためのCAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム）の推進。
4. 子どもの権利を守る意識の向上  
★子どもの権利条約PR等さまざまな機会に子どもの人権を守る意識の向上に努める。
5. 社会的養護施策との連携  
★道・国の社会的養護施策との連携充実。



## 4. ひとり親家庭等の自立支援

道・国が実施している施策との連携をはかりながら、八雲町の实情に応じた次の取り組みを進めます。

### 主な取り組み

1. 相談支援の充実
  - ★相談・指導を実施している機関の周知。相談窓口での相談対応の充実。電話・メールでの相談対応の充実。
2. ひとり親家庭等への医療費助成、手当の支給等
  - ★児童扶養手当、医療費助成、母子寡婦福祉資金貸し付け等の推進。

## 5. 障がい児とその保護者への支援

発達の遅れや障がいのある子どもとその保護者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、関係機関との連携をはかりながら、次の取り組みを実施します。

### 主な取り組み

1. 療育の利用促進
  - ★子ども発達支援センターによる健診時対応充実と療育の充実。
  - ★電話・メールでの相談対応の充実。
2. 専門支援事業（いたずらっ子）の利用促進
  - ★専門職巡回による療育支援とこの事業のPR充実。
3. 巡回児童相談の充実
  - ★児童相談所が行う相談・指導・心理診断等との連携。PRと利用勧奨。
4. 発達障がい児等の相談実施
  - ★各種健診等を通じて、医師や関係機関との連携による経過観察、発達健診、相談推進。
5. 医療費の助成、手当の支給
  - ★重度心身障害児医療費助成、特別児童扶養手当、障害児福祉手当等。
6. 「育ちと学びの応援ファイル カラフル」の活用の促進
  - ★「育ちと学びの応援ファイル カラフル」（療育カルテ）を推進し、ひとりひとりに応じたより良い支援に繋がっていきます。
7. 特別支援教育の充実

## 6. 仕事と子育ての両立支援等

仕事と生活の調和を実現するため働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるような雇用環境の整備に努めます。

### 主な取り組み

1. ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）についての意識啓発
  - ★男女共同参画プランを推進する。
2. 父親の子育て参加の促進
  - ★両親学級（フレッシュパパ&ママの集い）実施。
3. 仕事と子育ての両立のための基盤整備
  - ★保育所や放課後児童健全育成事業の充実。
4. 交流事業の推進
  - ★異年齢や多世代交流事業の推進。